

公益財団法人逗子市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人逗子市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県逗子市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツに関する教室、競技大会等の開催を行うことなどにより、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、もって心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する教室、競技大会等の開催
- (2) スポーツ団体等に対する助成及びその他の支援
- (3) スポーツ指導者の養成
- (4) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (5) 総合型地域スポーツクラブの運営
- (6) 逗子市から委託を受けたスポーツ事業の実施
- (7) 逗子市が設置する社会体育施設の管理運営
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 第1項及び前項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員 30名以上 36名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の1を超えないものであること。

- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の1を超えないものであること。

- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し

行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、評議員がその職務を行うために要する費用について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合には、臨時評議員会としていつでも開催することができる。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった時は、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知をしなければならない。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項に規定する決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならぬ。第 20 条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員等

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上 16名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち 1名を会長、2名以内を副会長とする。
 - 3 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
 - 4 第2項に規定する会長及び副会長をもって一般法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行するものとし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、この法人の業務を分担して執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、常勤の役員の報酬等については、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること。その他、理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、一般法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、一般法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議のよって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時にあらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(相談役及び顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として相談役1名、顧問10名以内を置くことができる。

2 相談役は、永年にわたり会長職に携わり、特にこの法人に功労のあった者とする。

- 3 顧問は、理事会の推薦により、この法人に功労のあった者とする。
- 4 相談役は、会長が必要と認める事項について参考意見を述べる。
- 5 顧問は、会長の相談に応じる。
- 6 相談役及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 7 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 8 前項に定めるもののほか、相談役及び顧問がその職務を行うために要する費用について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 相談役及び顧問の選任及び解任
- (5) 専門部会部会員の選任及び解職

(開催)

第35条 理事会は、毎事業年度開始前及び毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事会の日の7日前までに、役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長及び副会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第39条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第44条の規定は、これを変更することができない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法

人又は逗子市に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は逗子市に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 専門部会

(専門部会)

第49条 この法人は、理事会の決議により、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、理事会の定めるところにより専門的事項を処理する。
- 3 専門部会には、部会長を置き、会長が指名する理事がこれにあたる。
- 4 専門部会の名称、部会員、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第50条 この法人の加盟団体は、この法人の目的に賛同する逗子市内のスポーツ団体等とする。

2 加盟団体に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(賛助会員)

第51条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は松永繁之、副会長は東弘之とし、業務執行理事は北島惇夫とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、別紙評議員名簿に掲げる者とする。
- 5 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿に掲げる者とする。

附 則

この定款の改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この定款の改正（名称変更）は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この定款の改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この定款の改正は、令和6年3月1日から適用する。

別紙評議員名簿（附則第4項関係）

評議員	大竹義明	評議員	石野学
評議員	鏡島恵	評議員	石井清一
評議員	柳下隆良	評議員	松井秀人
評議員	松下義蔵	評議員	北川直明
評議員	青木三保子	評議員	川上征子
評議員	村松雅	評議員	高岡宏行
評議員	岩下晋	評議員	土屋敏臣
評議員	大塚喜行	評議員	松岡俊一
評議員	大河内誠	評議員	二瓶武
評議員	秋元実	評議員	江畠博
評議員	工藤義昭	評議員	相川時雄
評議員	近藤雅江	評議員	松井弘喜
評議員	黒川正孝	評議員	山下美津江
評議員	最首祥亘	評議員	桐ヶ谷峰生
評議員	高田俊雄	評議員	小林のり子
評議員	矢上硬一郎	評議員	高山啓市
評議員	山路恒夫	評議員	始良一馬
評議員	石渡眞澄		

別紙役員名簿（附則第5項関係）

理 事（会 長）	松 永 繁 之
理 事（副 会 長）	東 弘 之
理 事（専務理事）	北 島 惇 夫
理 事	宮 崎 豊
理 事	田 沼 靖 朗
理 事	小 林 寿 志
理 事	山 口 勝
理 事	塔 本 正 子
理 事	福 本 藤 彦
理 事	酒 井 博
理 事	岩 下 晃
理 事	加 藤 克 江
理 事	長 沢 泰 子
理 事	佐 藤 真
理 事	平 井 規 之
監 事	須 田 節 子
監 事	佐 藤 千 香